

レーザセンシング学会細則

委員会に関する細則

平成30（2018）年 6月28日 制定
平成30（2018）年 9月 7日 改訂
平成31（2019）年 4月10日 改訂
令和 2（2020）年10月31日 改訂

（目 的）

第1条 本細則は、会則第36条に基づき、委員会の設置などについて必要な事項を定める。

（種 別）

第2条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 企画委員会
 - (2) 編集委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 総務委員会
 - (5) 功労者選考委員会
- 2 本会に、レーザセンシングシンポジウムを開催するため、現地実行委員会を設置する。
 - 3 本会に、役員選挙を行うための選挙管理委員会を設置する。
 - 4 本会に、各種の表彰などの選考等を行うための表彰等審査委員会を設置する。
 - 5 本会には、理事会が必要と認めた場合、時限でプロジェクト調査委員会を設置することができる。プロジェクト調査委員会は理事会で毎年度更新の承認を必要とする。

（常設委員会の構成）

第3条 各常設委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 各常設委員会の委員長は、企画、編集、広報、総務、功労者選考の各担当理事が務める。
- 3 各常設委員会の副委員長及び委員は、各委員長が正会員より選任し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 5 各常設委員会の委員長は、各委員会の了承を得て、各委員以外のものを委員会に出席させ、協力を求めることができる。
- 6 各常設委員会の副委員長及び委員の任期は、就任時の各委員長の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

（レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会の構成）

第4条 レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会（LSS実行委員会）は、委員長、副委員長及び実行委員をもって構成する。

- 2 LSS実行委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会によって正会員より選出する。
- 3 LSS実行委員会の委員の内、少なくとも1名は企画委員会委員から選出する。
- 4 LSS実行委員会構成員の任期は、担当するレーザセンシングシンポジウムの運営が終了するまでとする。
- 5 LSS実行委員会副委員長は、次期LSS実行委員会の委員長となる。

（選挙管理委員会の構成）

第5条 選挙管理委員会は、委員長、副委員長及び選挙管理委員各1名をもって構成する。

- 2 選挙管理委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会によって正会員より選出され、総会で承認を受ける。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 選挙管理委員会構成員の任期は、委員会設置時の会長の任期までとする。
- 5 選挙管理委員会構成員が役員候補者に立候補し、あるいは推薦されて受諾した場合は、構成員の資格を失う。
- 6 前項により構成員が欠けた場合、理事会は構成員を補充することができる。

(表彰等審査委員会の構成)

- 第6条 表彰等審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 表彰等審査委員会の委員長及び副委員長は、理事会によって正会員より選任される。
 - 3 表彰等審査委員会の委員は、個々の表彰の際に必要なに応じて委員長により正会員より選任される。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
 - 5 表彰等審査委員会の委員長及び副委員長の任期は、委員会設置時の会長の任期までとする。
 - 6 各委員の任期は、当該表彰等の審査・選考が終了するまでとする。
 - 7 表彰等審査委員会の構成員は、審査対象者が関係者である場合、あるいは審査対象に関係する場合、審査に加わることはできない。
 - 8 委員長は、選考のために特に必要がある場合、正会員以外の有識者に意見を求めることができる。

(プロジェクト調査委員会の構成等)

- 第7条 プロジェクト調査委員会は、理事会により選任された委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 正会員は、理事会に対し、プロジェクト調査委員会の設置を求めることができる。
 - 3 プロジェクト調査委員会の委員長及び副委員長は、理事会によって正会員より選任される。
 - 4 正会員からの求めによりプロジェクト調査委員会が設置された場合は、原則として提案者を委員長とする。
 - 5 プロジェクト調査委員会の委員は、委員長により正会員から選出される。ただし、調査上、特に必要がある場合は、理事会の承認を得て、非会員から少数の委員を選出することができる。

(委員会の職務)

- 第8条 企画委員会は、次の各項の職務を行う。
- (1) レーザセンシングシンポジウム及び学術講演会等開催の企画。
 - (2) 若手研究者の育成やアウトリーチ等に関する事業。
 - (3) 他国内学会との交流や国際交流等に関する事業(表彰等審査委員会の所掌に属するものを除く)。
- 2 編集委員会は、次の職務を行う。
- (1) 会誌・ニューズレターや技術解説等の編集(総務委員会の所掌に属するものを除く)。
 - (2) その他の出版物の編集(総務委員会の所掌に属するものを除く)。
- 3 広報委員会は次の各項の職務を行う。
- (1) ホームページの管理。
 - (2) 会誌・ニューズレター等の刊行。
 - (3) その他の広報に関する事業。
- 4 総務委員会は、次の各項の職務を行う。
- (1) 法務
 - (2) 総会、理事会、及び、運営審議会の運営。
 - (3) メールニュースの編集・発行。

- (4) その他、他の委員会が所掌しない本会運営に関わる事業及び業務。
- 5 功労者選考委員会は、次の職務を行う。
 - (1) レーザセンシングの科学や技術の発展及び本会の運営に関して永年にわたって特別の功労を有する者への功労賞の選考。
- 6 レーザセンシングシンポジウム現地実行委員会は、次の職務を行う。
 - (1) レーザセンシングシンポジウムの運営。
- 7 選挙管理委員会は、次の職務を行う。
 - (1) 役員選挙。
- 8 表彰等審査委員会は、次の職務を行う。
 - (1) 学会が行う表彰の審査（功労者選考委員会が行うものを除く）。
 - (2) レーザセンシングシンポジウムで行う表彰の審査。
 - (3) 国際学術交流助成の選考。
- 9 プロジェクト調査委員会は、理事会によって議決された業務を行う。

(委員等の解任)

- 第9条 各常任委員会の委員長が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 各常任委員会の委員長を除く委員長、副委員長及び委員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
- 3 前項及び前々項の規定により委員長、副委員長及び委員を解任しようとする場合は、議決の前に当該委員長、副委員長あるいは委員に弁明の機会を与えなければならない。

平成30（2018）年 6月28日 制定・施行

平成30（2018）年 9月 7日 改訂

第3条第1、2、3項変更、第4、6項追加
 第4条第1、2項変更、第3項追加
 第5条第1、5項変更、第3項追加
 第6条変更
 第7条第5項の1変更

平成31（2019）年 4月10日 改訂

第8条第1項変更、第2項追加、第3項変更
 第2条第4項追加、第5条の1変更、第6条追加、
 第7条第2、3、4、5項追加、第8条第5項変更、
 第8条第8項追加

令和 2（2020）年10月31日 改訂

第2条第1項の4、
 第3条第2項変更、
 第8条第1項の3、第2項の1、2、第4項、
 第4項の1変更、第4項の2削除、第4項の2変更、
 第4項の3追加、第4項の4、第6項の1変更